

## E. 合同委員会が考える認定基準案（結論）

### I 障害等級表

（32ページに掲載）

### II 身体障害認定基準

#### 1 総括的解説

- （1）屈折異常があるものについては、最も適正な矯正レンズを選び、矯正視力によって判定する。
- （2）視力表は万国式を基準とした視力表を用いるものとする。
- （3）視野はゴールドマン型視野計、あるいは自動視野計を用いて測定する。ゴールドマン型視野計を用いる場合は、まず I / 4 の視標を用い「両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの」、「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」を判定する。次いで中心視野角度の算定には I / 2 の視標を用いる。  
自動視野計を用いる場合は、視標サイズⅢを用い、まず図 1 に示す両眼開放エスターマンテストにて 120 点を測定する。次いで中心視野視認点数の算定には、図 2 に示す測定点配置（10-2 プログラム）で、中心 10 度内を 2 度間隔で 68 点測定する。

図 1

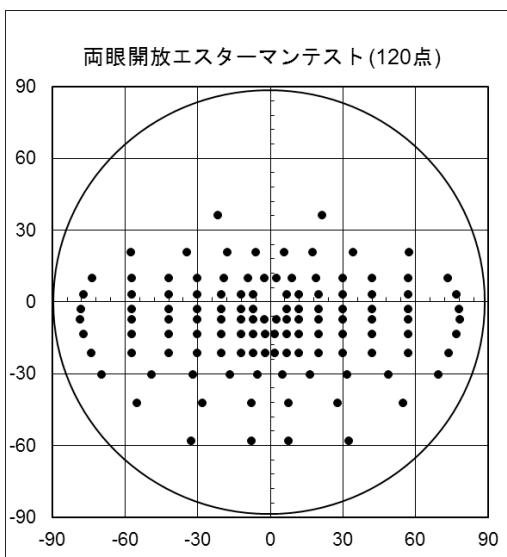
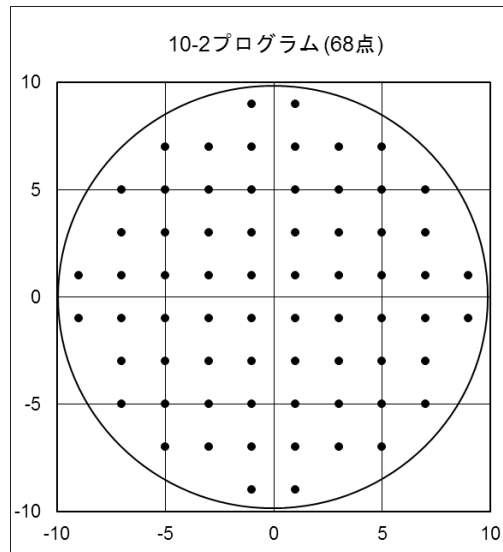


図 2



#### 2 各項解説

##### (1) 視力障害

- ア 視力は万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力を用いる。
- イ 両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を 0 として取り扱う。例えば、両眼とも視力が 0.6 で眼筋麻痺により複視が起こっていて日常生活で片眼を遮蔽しなければならないような場合には、一眼の視力を 0 とみなして 6 級となる。なお、顕性の眼位ずれがあっても、両眼複視を自覚しない場合には、これには該当しない。

##### (2) 視野障害

ア「両眼の視野が 10 度以内」とは、左右眼とも視野が 10 度以内の意味である。

- 1) ゴールドマン型視野計を用いる場合は、I / 4 の視標による視野が左右眼とも中心 10 度以内である。  
I / 4 の視標にて、一部の視野角度（上・内・内上・内下・下・外上・外下・外 8 方向いずれかの角度）

が 10 度を超える場合は、15 度以内でありかつ 8 方向の視野角度の総和が 80 以下ならば、10 度以内とみなす。

I / 4 の視標にて、周辺にも視野が存在するが、中心 10 度以内の視野と連続しない場合を含む。

I / 4 の視標にて、中心 10 度以内に視野が存在しない場合を含む。

- 2) 自動視野計を用いる場合は、視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテストで視認点数が 70 点以下である。

イ ゴールドマン型視野計による両眼の中心視野角度（8 方向の視野角度の総和）、ならびに自動視野計による両眼の中心視野視認点数は、以下の方法で判定する。

- 1) ゴールドマン型視野計を用いる場合は、I / 2 の視標による中心視野について、左右眼それぞれに 8 方向の視野角度を合算し、中心視野角度を求める。さらに、次式により、両眼の中心視野角度を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。

両眼の中心視野角度 =  $(3 \times \text{中心視野角度が大きい方の眼の中心視野角度} + \text{中心視野角度が小さい方の眼の中心視野角度}) / 4$

I / 2 の視標にて中心 10 度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度は 0 度として取り扱う。

- 2) 自動視野計を用いる場合は、視標サイズⅢによる 10-2 プログラムで測定を行い、左右眼それぞれ感度が 26dB 以上の検査点数を数える。dB 値の計算は、背景輝度 31.4 asb で、視標輝度 10000 asb を 0dB としたスケールで算定する。さらに、次式により、両眼の中心視野視認点数を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。

両眼の中心視野視認点数 =  $(3 \times \text{視認検査点数が多い方の眼の中心視野視認点数} + \text{視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数}) / 4$

ウ 「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野が、生理的限界の面積の 2 分の 1 以上欠損している場合の意味である。

- 1) 視野の生理的限界は、左右眼それぞれに上・内・内上・内下 60 度、下 70 度、外上 75 度、外下 80 度、外 90 度である。
- 2) ゴールドマン型視野計を用いる場合は、左右眼それぞれに測定した I / 4 の視標による視野表を重ね合わせることで、両眼による視野の面積を得る。その際、面積は厳格に計算しなくてもよいが、周辺視野欠損の存在を（V / 4、I / 4 など）示す必要がある。
- 3) 自動視野計を用いる場合は、両眼開放エスターマンテストで視認点数が 100 点以下である。

### Ⅲ 身体障害認定要領

#### 1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、眼の障害は視力障害と視野障害に区分し、原因の如何を問わずそれらの障害の永続する状態について、その障害を認定するために必要な事項を記載する。併せて、障害程度の認定に関する意見を付す。

##### (1) 「総括表」について

###### ア 「障害名」について

障害の部位とその部分の機能障害の状態を記載する。(両眼視力障害、両眼失明、両眼視野狭窄、両眼視野欠損等)

###### イ 「原因となった疾病・外傷名」について

視覚障害の原因となったいわゆる病名であり、障害の分野別に具体的な傷病名を記載する。(緑内障性視神経萎縮、糖尿病網膜症、加齢黄斑変性等)

傷病発生年月日の記載については、初診日でもよく、不明確な場合は推定年月日を記載する。

通常の診療録に記載される内容のうち、身体障害者としての障害認定の参考となる事項を摘記する。

現症については、別様式診断書「視覚障害の状況及び所見」の所見欄に記載された事項から必要に応じて摘記する。

###### エ 「総合所見」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症を通じて身体障害者としての障害認定に必要な症状の固定又は永続性の状態を記載する。

成長期の障害、進行性病変に基づく障害、手術等により障害程度に変化が予測される場合は、将来再認定の時期等を記載する。

##### (2) 「視覚障害の状況及び所見」について

ア 視力は、万国式試視力表又はこれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。視標面照度は500～1000ルクス、視力検査室の明るさは50ルクス以上で視標面照度を上回らないこととし、試視力表から5mの距離で視標を判読することによって行う。視力の判定基準は、すべての視標がランドルト環からなる標準視力検査装置では、50%より高い正答数を持ってその段の視力ありと判定する。ランドルト環以外の視標を用いている準標準視力検査装置では、これより厳しい基準、たとえば5個の視標があれば4個以上の正当が必要である。

イ 屈折異常のある者については、矯正視力を測定するが、この場合最良視力が得られる矯正レンズによって得られた視力を採用する。眼内レンズ挿入眼は裸眼と同等に扱い、屈折異常がある場合は適正に矯正した視力を採用する。

ただし、矯正不能のもの又は医学的にみて矯正眼鏡又はコンタクトレンズ装用が不可能と判断されるものは裸眼視力を採用する。

ウ 視野の測定には、ゴールドマン型視野計あるいは自動視野計を用いて測定する。ゴールドマン型視野計を用いる場合は、まずI/4を用い、次いで中心視野角度の算定にはI/2の視標を用いる。自動視野計を用いる場合は、視標サイズⅢを用い、まず両眼開放エスターマンテストを行い、次いで中心視野の視認点数を求めるには10-2プログラムを行う。

エ ゴールドマン型視野計あるいは自動視野計の結果は、診断書に添付する。

オ 現症については、外眼部、中間透光体及び眼底についての病変の有無とその状態を記載する。

#### 2 障害程度の認定について

(1) 視覚障害は視力障害と視野障害に区分して認定し、それら両方が身体障害者障害程度等級表に掲げる障

害に該当する場合は、身体障害認定基準の障害が重複する場合の取り扱いにより、上位等級に認定することが可能である。

- (2) 視力の判定は矯正視力によることとされているが、最良視力が得られる矯正眼鏡の装用が困難な場合や両眼視の困難な複視の場合には、障害認定上の十分な配慮が必要である。
- (3) 視野の判定は、ゴールドマン型視野計あるいは自動視野計のどちらか一方で行うこととし、両者の測定結果を混在させて判定することはできない。
- (4) 自動視野計において等級判定上信頼性のある測定が困難な場合は、ゴールドマン型視野計にて再評価する。
- (5) 乳幼児の視覚障害の認定時期については、無眼球など器質的所見が明らかな事例は別として、医学的に判定が可能となる年齢は、一般的には概ね満3歳時以降と考えられるので、その次期に障害認定を行うことが適当である。ただし、視覚誘発電位（VEP）、縞視力（PL法等）で推定可能なものは、3歳以下で認定しても差し支えない。

なお、成長期の障害、進行性の障害、近い将来手術の予定される場合等については、将来再認定の可否等について明確に記載する必要がある。

### 障害程度等級表 現行

級 別	視 覚 障 害
1 級	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が 0.01 以下のもの
2 級	1 両眼の視力の和が 0.02 以上 0.04 以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 95 パーセント以上のもの
3 級	1 両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 90 パーセント以上のもの
4 級	1 両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの
5 級	1 両眼の視力の和が 0.13 以上 0.2 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの
6 級	一眼の視力が 0.02 以下、他眼の視力が 0.6 以下のもので、両眼の視力の和が 0.2 を超えるもの

### 障害程度等級表 改定案

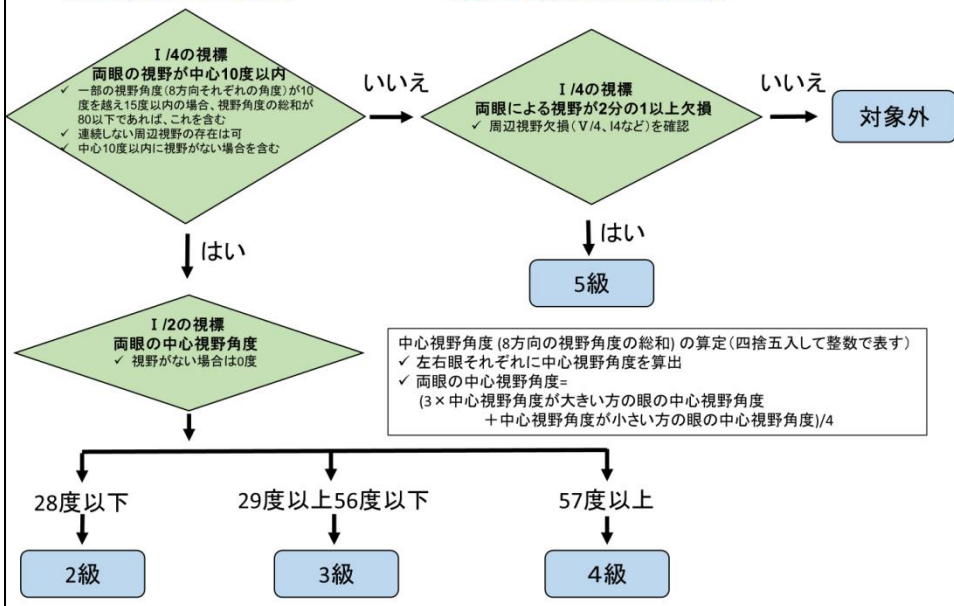
級 別	視 覚 障 害
1 級	良い方の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの
2 級	1 良い方の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼の中心視野角度が 28 度以下、あるいは中心視野視認点数が 20 点以下のもの
3 級	1 良い方の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼の中心視野角度が 56 度以下、あるいは中心視野視認点数が 40 点以下のもの
4 級	1 良い方の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの
5 級	1 一眼の視力が 0.02 以下で他眼の視力が 0.2 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの
6 級	一眼の視力が 0.02 以下で他眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下のもの

視野障害等級判定の手順(案)  
ゴールドマン視野計を用いる場合

視野図を診断書に添付

両眼の視野が中心10度以内

両眼による視野が2分の1以上欠損



視野障害等級判定の手順(案)  
自動視野計を用いる場合

視野図を診断書に添付

両眼の視野が中心10度以内

両眼による視野が2分の1以上欠損

